

## 指導行政のポイント

### “食育”と栄養教諭

菱村 幸彦

さる8月19日、中央教育審議会スポーツ青少年分科会は、小・中学校における食生活の重要性とそれを指導する栄養教諭を新たに創設するよう求める中間報告をまとめた。

#### 骨太の方針に盛り込まれた「食育」

このところ「食育」という言葉がよく使われる。食育は、いまや知育・徳育・体育と並ぶ重要な教育目標だと言う人すらいる。

近年、食行動の多様化を背景に、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の増加や若年化など、新たな健康課題が増加している。こうした状況を放置できないというので、食育が問題となっているわけだ。

では、食育とは何か。経済財政諮問会議が作成した構造改革用語集によると、「食育とは、食事のしつけ、栄養の取り方、食品衛生の管理、伝統的食文化の伝承など、広く食にかかわる教育のことで、子供たちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送ることができる能力を育てようとするものである」と解説している。

なぜ、経済財政諮問会議がこんな解説をするのかというと、本年6月27日に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（「骨太の方針」第3弾）のなかに、義務教育改革の一つとして、「食の安全・安心確保の基礎となる『食育』を関係行政機関等の連携の下、全国的に展開する」と盛り込んでいるからだ。

じつは食育に関して、もう一つ閣議決定がある。それは文部科学省、厚生労働省、農林水産省が共同策定した食生活の指針に関する閣議決定（平成12年3月24日）である。

この閣議決定のなかで「成長過程にある子どもた

ちが食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけられるよう、教員、学校栄養職員を中心に家庭とも連携し、学校の教育活動を通じて発達段階に応じた食生活に関する指導を推進する」と示している。

文科省は、これを受けて、食に関する指導の充実のための取組み体制の整備に関する調査研究協力者会議を開催し、第1次報告（平成13年7月5日）および第2次報告（平成15年2月13日）を公表している。

#### 食に関する指導の取組み体制の整備

報告書は、まず、学校において児童・生徒に食に関する指導を行うことは、子どもたちが将来にわたって健康な生活を送るうえで必要であり、食に関する教育指導を充実していくための方策の検討が喫緊の課題であることを指摘している。

次いで、食に関する指導のための取組み体制の整備として、「栄養教諭（仮称）」制度など栄養に関わる職員に係る新たな制度の創設を検討し、栄養に関わる職員が栄養および教育の専門家として児童・生徒の食に関する指導を担うことができるよう指導体制の整備を行うことを求めている。

こうした食育に関する一連の動きを総括した形で、今回の中央教育審議会の中間報告となったわけである。文科省は、年末に予定されている最終答申を踏まえて、栄養教諭の制度化について検討を進める方針である。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

2学期の生徒指導に！ 付/学術資料CD-ROM

### 不登校 その後

森田洋司【編著】A5判290頁・定価2730円

●新刊案内●

最新刊・好評発売中！

教育開発研究所刊

心を法律で律すべきか

中教審臨時委員であった著者が明かす改正審議の実態

## 『教育基本法を考える』

市川 昭午【著】A5判・定価2100円